

各都道府県下水道主管課長 殿  
各政令指定都市下水道主管部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課  
脱炭素化・資源利用推進室 課長補佐

下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)の  
改訂・公表及び燃焼灰の呼称について(周知)

平素より下水道行政の推進について、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

国土交通省では、食料安全保障の強化や循環型社会の構築に資する取組として、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けた取組を実施しています。「食料安全保障強化政策大綱」(令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)において、令和12年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大することとなっており、下水汚泥資源の肥料利用の拡大について更なる推進が必要となっています。

このたび、肥料利用の取組の更なる拡大を支援するため、令和6年3月に作成・公表した「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)」を改訂・公表しました。また、同検討手順書(案)において使用されているように、下水汚泥を焼却処理した際に残った燃え殻は「焼却灰」ではなく、「燃焼灰」と呼称しますので、あわせて周知いたします。

各都道府県下水道担当部(局)におかれましては、管内市町村に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1. 本検討手順書(案)について

主な改訂内容は、以下のとおりです。

- 肥料化手法の一つとして、燃焼灰の利用に係る留意事項等を加筆
- コンポスト化施設を設置する場合の臭気対策の検討について解説を充実
- 準工業地域でのコンポスト化施設の設置等、関係法令の留意事項等を加筆
- 公園・緑地等での利用を踏まえた加筆

肥料に関する専門知識がなくても、最後まで読み進められるものとしています。検討の初期段階にある場合は導入検討編から、ある程度検討が進んでいる場合は検討段階に対応した章・節から読み進め、参考としてください。掲載場所は以下のとおりです。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000860.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000860.html)

2. 燃焼灰の呼称について

燃焼灰は、リン鉱石に相当する濃度のリンを含有しており、菌体りん酸肥料として登録することにより、不足する成分を他の肥料で補うなど登録肥料や指定混合肥料の原料として使用することが可能であり、リン酸が豊富な原料として新たな流通経路の確保が期待されています。これまで「焼却灰」と呼称されることも多かったのですが、再生資源としての利用の更なる推進に向けて、「燃焼灰」と呼称しますので、各下水道管理者におかれましても、参考としてください。「燃焼灰」という用語は、法令等で定められたものではなく、必ず使用しなければならないものではありません。また、処理方法としての「焼却」、設備としての「焼却炉」という呼称に、変更はありません。

なお、従来どおり、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理ではない場合は、廃棄物処理法の適用対象となりうることに十分留意ください。

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課  
脱炭素化・資源利用推進室 松波(電話 03-5253-8691)